

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	6	府 省 庁 名	内閣府
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却ができる制度。 ・ 法人指定の期限：令和 8 年 3 月 31 日 ・ 対象設備：機械・装置（2 千万円以上） 開発研究用器具・備品（1 千万円以上） 建物・付属設備・構築物（1 億円以上） ・ 特別償却の割合：機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の 30% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の 15% ・ 設備等取得の期間：法人指定の日から令和 8 年 3 月 31 日まで ・ 特例措置の内容 総合特別区域法第 26 条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第 42 条の 11 において令和 8 年 3 月 31 日が適用期限となっており、この適用期限を 2 年間延長し、令和 10 年 3 月 31 日までとする。		
関係条文	総合特別区域法第 26 条、総合特別区域法施行規則第 15 条、租税特別措置法第 42 条の 11、 租税特別措置法第 61 条、地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、地方税法第 72 条の 23 第 1 項、 地方税法第 292 条第 1 項第 4 号		
減収 見込額	[初年度] — (▲88) [平年度] — (▲88) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な拠点を形成すること。 (2) 施策の必要性 総合特区制度では、政策課題の解決を図る突破口とするため、地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、政策課題解決の実現可能性の高い地域のうち、産業の国際競争力の強化に取り組む地域として国際戦略総合特区を定め、当該地域においては、特に必要な 3 つの分野（環境技術・高度な医療・産業技術分野）における我が国の成長エンジンとなる産業、企業等を集積することで我が国の産業の国際競争力の強化を図っていくこととしている。 これまで本税制措置を 156 法人が適用し、特区地域における産業の国際競争力の強化に係る拠点形成を図ってきたが、例えば、環境技術分野（電動自動車分野等）における、アジア、米国系等の海外メーカーの技術革新や市場展開に伴う競争激化等に対抗するため、引き続き、3 つの分野において産業の国際競争力の強化を図っていく取組が検討されている。 また、総合特区制度を含めた特区制度については、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）や「地方創生 2.0 基本構想」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、国の果たすべき役割として、その運用を抜本的に強化し、地方の課題を起点とする大胆な規制・制度改革を推進することとされており、新たな規制・制度改革を実現するための調査事業や利子補給均等の予算・地域措置も含め、地域のチャレンジを徹底して後押ししていくこととされている。		

	このため、総合特区の目的である産業の国際競争力の強化に資する事業への投資を促す手段として、国際戦略総合特区における特別償却の延長措置を講ずる必要がある。
本要望に 対応する 縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	施策6 地方創生 政策6 地方創生に関する施策の推進
		政策の達成目標	中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「総合特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。 総合特別区域法第7条第1項に基づき定める「総合特別区域基本方針」において、国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化の意義及び目標に関する事項が示されている。 〈総合特区制度の目標〉 総合特区制度は、区域限定の規制・制度改革によって政策課題解決を図る突破口とし、産業の国際競争力の強化を目的としている。 さらに、同法第9条第1項に基づき、同基本方針に即して国際総合特区の各指定区域について定める「国際競争力強化方針」の中で、各特区により実現を図る目標を掲げており、これらも政策の達成目標である。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 また、本税制措置を適用して特区目標の達成を目指す4つの国際戦略総合特区について、それぞれの「国際競争力強化方針」においてに定める、各特区により実現を図る目標は以下のとおり。 【京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区】 個別化・予防医療時代に対応した、グローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出を目標とする。 【アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区】 アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターを形成し、先端技術集約型産業である「航空宇宙産業」を振興するとともに、自動車に続く次世代産業として育成し、「技術立国・日本」の成長・発展を牽引することを目指す。 【関西イノベーション国際戦略総合特区】 医薬品、医療機器、先端医療技術（再生医療等）、先制医療、バッテリー及びスマートコミュニティを当面のターゲットに、今後、我が国だけでなく、アジア等で大きな課題になる高齢化やエネルギー問題に対応できる、課題解決型ビジネスの提供、市場展開を後押しする仕組みの構築を目指す。これにより、スピード感をもって、我が国経済の再生と震災からの復興に貢献するとともに、我が国やアジア等の医療問題や環境問題を克服し、持続的な発展に寄与する国際競争拠点を形成していくことを目標とする。 【グリーンアジア国際戦略総合特区】 世界の環境課題対応先進国として我が国が培ってきた、都市環境インフラ関連産業や技術をパッケージ化してアジアの諸都市に提供するとともに、グリーンイノベーションの新たな創造を更に推し進め、アジアの活力を取り込み、アジアから世界に向けて展開し、アジアとともに成長することを目指す。
		政策目標の達成状況	国際戦略総合特区に指定された6特区においては、特別償却の制度を活用すること等により、我が国の経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積が促進され、企業収益力・国際競争力の強化に向けた環境が整備されつつあり、大きな成果が得られている。 このうち、本税制措置を適用して特区目標の達成を目指す4特区については、上述の国際競争力強化方針を踏まえ、特区内の産業の国際競争力強化を目指すため、特区の特性に基づきそれぞれ独自の目標を設定して取り組んでおり、かつ複数の目標を設定している。これらの目標のうち、特区自治体が特に本税制措置の目標として掲げるもので、政策目標の達成状況を見ていくこととする。

○京浜臨海部ライフノベーション国際戦略総合特区

評価指標：特区事業の実施によるライフノベーション分野における経済効果

数値目標：特区関連事業の進出企業及び機関数

令和4年度～令和7年度 累計：50件

令和3年度～6年度適用数：4法人(延べ6事業)

(単位:人)

	適用事業 数(件)	特区目標(累計の進出企業及び機関数)		
		目標値	実績値	うち税制適用 事業者分
令和3年度	3	—	—	—
令和4年度	3	6	8	0
令和5年度	0	8	8 (16)※	0
令和6年度	0	12	12 (28)	0
令和7年度 (見込)	0	12	—	—
令和8年度 (見込)	1	12	—	—

※()内は各年度の実績値を足し上げた累計値。

○アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区

評価指標：中部地域における航空宇宙産業の生産高

数値目標：10,818億円(令和元年度)→10,818億円(令和7年度)

※令和7年度までに令和元年度(コロナ前)まで回復

令和3年度～6年度適用数：5法人(延べ6事業)

(単位:億円)

	適用事業 数(件)	特区目標(推計生産高)		
		目標値	実績値	うち税制適用 事業者分
令和3年度	2	10,818	6,843	0.3
令和4年度	0	10,818	6,146	0
令和5年度	2	10,818	7,339	0.9
令和6年度	2	10,818	精査中	精査中
令和7年度 (見込)	4	10,818	—	—

○関西イノベーション国際戦略総合特区

評価指標：研究結果による効果

数値目標：特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数

平成23年度～令和8年度の累積件数63件

令和3年度～6年度適用数：3法人(延べ7事業)

(単位:件)

	適用事業 数	特区目標(累計の薬事申請数)		
		目標値	実績値	うち税制適用 事業者分
令和3年度	3	33	52	9
令和4年度	2	51	54	9
令和5年度	1	54	55	10
令和6年度	1	57	58	13
令和7年度 (見込)	2	60	—	—

		○グリーンアジア国際戦略総合特区 評価指標：当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 数値目標：年間売上高 約0.2兆円（平成22年12月）→約5.71兆円（令和7年） 令和3年度～6年度適用数：17法人（延べ24事業） （単位：百億円） <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">適用事業数(件)</th><th colspan="3">特区目標(年間売上高)</th></tr><tr><th>目標値</th><th>実績値</th><th>うち税制適用事業者分</th></tr><tr><td>令和3年度</td><td>8</td><td>424</td><td>323</td><td>288</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>5</td><td>461</td><td>321</td><td>288</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>6</td><td>497</td><td>396</td><td>363</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>5</td><td>534</td><td>350</td><td>313</td></tr><tr><td>令和7年度 (見込)</td><td>8</td><td>571</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> 上記指標等は、内閣府における、本税制措置を適用した事業者が所在する特区関係自治体向け調査に基づくものである。設備導入年度の財務状況によっては、本税制措置を受けられない事業もあるが、投資に対するインセンティブ措置であるため、当該税制に係る申請を行った事業者のデータを含んでいる特区がある。		適用事業数(件)	特区目標(年間売上高)			目標値	実績値	うち税制適用事業者分	令和3年度	8	424	323	288	令和4年度	5	461	321	288	令和5年度	6	497	396	363	令和6年度	5	534	350	313	令和7年度 (見込)	8	571	—	—
	適用事業数(件)	特区目標(年間売上高)																																	
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分																															
令和3年度	8	424	323	288																															
令和4年度	5	461	321	288																															
令和5年度	6	497	396	363																															
令和6年度	5	534	350	313																															
令和7年度 (見込)	8	571	—	—																															
有効性	要望の措置の適用見込み	【適用見込み事業者数】 令和8年度：10法人 令和9年度：6法人 （適用事業者の範囲） 総合特別区域法に基づき、認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行う指定法人																																	
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	本税制措置については、我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、民間事業者の活力を最大限引き出すうえで必要な機能を備えた拠点を形成するための成長エンジンとなる産業・企業等の集積を促進することができる。 このような産業・企業等の集積は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる本税制措置を講じることが効果的である。																																	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・ 地方創生2.0特区推進事業 令和8年度要求額 810百万円 ・ 総合特区推進調整費 令和7年度予算額 4百万円 令和8年度要求額 4百万円 ・ 総合特区支援利子補給金 令和7年度予算額 290百万円 地方創生支援利子補給金（仮称） 令和8年度要求額 636百万円の内数																																	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	地方創生2.0特区推進事業は、新たな規制・制度改革の実現（規制の特例措置の創設等）のために必要となる調査・実証等を推進するもの。 総合特区推進調整費は、地域の主体的取組を支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて使途を確定し、関係府省に移し替えて執行するもの。 利子補給金は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うベンチャー企業又は中小企業を支援するもの。 一方、要望項目は、内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略総合特別区域計画」																																	

			に記載された事業に対し、上記の財政支援及び本税制措置等を一体として後押しするもの。
		要望の措置の 妥当性	我が国の経済の成長エンジンとなるような産業・企業の集積等は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。 なお、本税制措置の対象は国際戦略総合特別区域計画に定められた一定の事業の用に供する設備等に限定されており、必要最小限の措置である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項

税負担軽減措置等の適用実績

(適用件数)
特別償却
令和3年度：3 法人
令和4年度：なし
令和5年度：1 法人
令和6年度：なし

※出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書(令和7年2月国会提出)」
なお令和6年度については特区に調査した見込み値。

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績

① 租税特別措置法の条項：42 条の 11
② 適用額
令和3年度：13,157 千円
令和4年度：0 千円
令和5年度：5,097 千円

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

認定国際戦略総合特区計画に定められた事業数及び税負担軽減措置の適用法人数は着実に増加し、各特区の成長エンジンとなる産業・企業等の集積が進んでおり、本税制措置は、民間投資の活性化につながるとともに、産業の国際競争力の強化に寄与している。

このように、本税制措置は、国内企業の事業創出・拡大誘因において、相応の役割を担っているといえ、政策目標の更なる推進のためには、本税制措置を延長し、民間投資の活性化を一層広く誘導していくことが必要である。

<参考>

	主な活用分野	適用事業数 (R3～R6)
京浜ライフ	高度な医療分野	6
アジア No.1	産業技術分野	6
関西イノベ	高度な医療分野	7
グリーンアジア	環境技術分野 産業技術分野	24

前回要望時の達成目標

総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

認定国際戦略総合特区計画に定められた事業数及び税負担軽減措置の適用法人数は顕著に増加しており、本税制特例は、民間投資の活性化につながるとともに、産業の国際競争力の強化に寄与している。

これまでの要望経緯

平成23年度：創設

平成25年度：拡充
(適用対象に「開発研究用器具・備品」を追加)

平成26年度：延長（2年間）

平成28年度：見直しの上、延長
(特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長)

平成30年度：延長（2年間）
(特別償却及び税額控除の率、対象事業の範囲（国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備

	等に関する事業及び国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除外）を見直した上で、2年延長） 令和2年度：延長（2年間） （対象事業の範囲（水の確保が困難な地域における給排水システムの研究開発に関する事業、高度医療施設の近接の患者用宿泊施設の整備又は運営に関する事業、高度医療施設への外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業、映画等の文字等で特に付加価値の高いものの創作又は提供に関する事業及びプログラムを表現する文字等で特に付加価値の高いものの研究開発に関する事業を除外）を見直した上で、2年延長） 令和4年度：延長（2年間） （対象事業の範囲（付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業を除外）を見直した上で、2年延長） 令和6年度：延長（2年間） （特別償却率及び税額控除の率、対象事業の範囲（手術補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発又は製造に関する事業、情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム（電磁的記録により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。）の研究開発に関する事業、高度な医療を提供する医療施設又は医療設備の整備又は運営に関する事業及び産業競争力強化法の産業競争力基盤強化商品の生産に関する事業を除外）を見直した上で、2年延長）
--	--